

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議案資料名	頁
114	嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表	1
115	嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	4
116	嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表	5
117	嬉野市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表	6
118	嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 新旧対照表	9
119	嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表	10

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。</p> <p><u>(1) 行政経営部</u></p> <p><u>(2) 総合戦略推進部</u></p> <p><u>(3) 市民福祉部</u></p> <p><u>(4) 産業振興部</u></p> <p><u>(5) 建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>行政経営部</p> <p><u>(1) 議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>(2) 秘書に関すること。</u></p> <p><u>(3) 人事及び給与に関すること。</u></p> <p><u>(4) 消防、防災及び交通安全に関すること。</u></p> <p><u>(5) 総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。</u></p> <p><u>(6) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(7) 公共施設の総合管理に関すること。</u></p> <p><u>(8) 市税の賦課徴収及び使用料等の収納対策に関すること。</u></p> <p>総合戦略推進部</p> <p><u>(1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(2) 行財政改革に関すること。</u></p> <p><u>(3) 市民協働、男女共同参画及び地域</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。</p> <p><u>(1) 総務企画部</u></p> <p><u>(2) 市民福祉部</u></p> <p><u>(3) 産業建設部</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画部</p> <p><u>(1) 議会及び行政一般に関すること。</u></p> <p><u>(2) 財政に関すること。</u></p> <p><u>(3) 税に関すること。</u></p> <p><u>(4) 市税等収納対策委員会に関すること。</u></p> <p><u>(5) 市政の総合企画に関すること。</u></p> <p><u>(6) 総合教育会議及び教育に関する大綱に関すること。</u></p> <p><u>(7) 地域振興及び男女共同参画に関すること。</u></p>

振興に関すること。

(4) 広報広聴及び情報戦略に関するこ
と。

(5) 企業誘致に関すること。

(6) 新幹線、地域交通政策及びまちづ
くりに関すること。

(7) 都市計画、公園に関すること。

市民福祉部

(1) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ
と。

(2) 社会福祉に関すること。

(3) 保健に関すること。

(4) 健康づくりに関すること。

(5) 医療保険及び国民年金に関するこ
と。

産業振興部

(1) 農業政策に関すること。

(2) 地場産品の振興に関すること。

(3) 観光及び商工に関すること。

建設部

(1) 道路、河川及び建築並びに住宅
政策に関すること。

(2) 農林整備に関すること。

(3) 環境衛生に関すること。

(4) 下水道に関すること。

(5) 水道に関すること。

市民福祉部

(1) 社会福祉に関すること。

(2) 保健に関すること。

(3) 医療保険及び国民年金に関するこ
と。

(4) 戸籍、住民基本台帳等に関するこ
と。

産業建設部

(1) 農林業に関すること。

(2) 観光及び商工に関すること。

(3) 道路、河川及び建築に関すること。

(4) 都市計画に関すること。

(5) 環境衛生に関すること。

(6) 水道及び下水道に関すること。

(7) 新幹線に関すること。

嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

嬉野市犯罪被害者等支援条例の一部改正 【附則第2条関係】新旧対照表

改正案	現 行
<p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市は、前項に規定する相談等の支援を行うための窓口を総務防災課犯罪被害者等支援室に設置するものとする。</p>	<p>(相談及び情報の提供等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市は、前項に規定する相談等の支援を行うための窓口を総務企画部総務課犯罪被害者等支援室に設置するものとする。</p>

嬉野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正 【附則第3条関係】新旧対照表

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長の事務を処理させるため、建設部に水道課を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者の権限を行う市長の事務を処理させるため、産業建設部に水道課を置く。</p>

嬉野市議会議員及び嬉野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の

作成の公営に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第7条 候補者(嬉野市長の選挙における候補者に限る。)は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

嬉野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

改正案	現 行																																	
<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 農業委員会会長、農業委員会副会長及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員(以下この条において「農業委員等」という。)については、前項に規定する報酬の額のほか、成果実績に応じた農地利用最適化交付金の額の決定により<u>上乘せ</u>で支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 <u>農業委員等については、農地利用の最適化に向けた活動を実施したときは、活動日数に応じ、日額2,200円を加算して支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 農業委員会会長、農業委員会会長代理及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員 _____については、前項に規定する報酬の額のほか、成果実績に応じた<u>交付金</u>の額の決定により_____支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>農業委員会会長、農業委員会会長代理及び農業委員会委員並びに農地利用最適化推進委員については、農地利用の最適化に向けた活動として掲げられた活動を実施したときは、活動日数に応じ、費用弁償として日額2,200円を支給するものとし、その支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>																																	
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員(識見を有する者)</td> <td style="text-align: center;">700,000円</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 5,700円</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	(略)			監査委員(識見を有する者)	700,000円	"	固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	"	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>報酬の額</th> <th>旅費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>監査委員(識見を有する者)</td> <td style="text-align: center;">700,000円</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>監査委員(議 会選出)</td> <td style="text-align: center;">500,000円</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>固定資産評価審査委員会委員</td> <td style="text-align: center;">日額 5,700円</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	旅費の額	(略)			監査委員(識見を有する者)	700,000円	"	監査委員(議 会選出)	500,000円	"	固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	"	(略)		
区分	報酬の額	旅費の額																																
(略)																																		
監査委員(識見を有する者)	700,000円	"																																
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	"																																
(略)																																		
区分	報酬の額	旅費の額																																
(略)																																		
監査委員(識見を有する者)	700,000円	"																																
監査委員(議 会選出)	500,000円	"																																
固定資産評価審査委員会委員	日額 5,700円	"																																
(略)																																		

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p>【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正案

名称	位置
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770番地5

現行

名称	位置
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲1967番地
嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1297番地
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2770番地5

【別記2】

改正案

区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)	
嬉野市塩田公民館	第1研修室	300円	100円
	第2研修室		
	第3研修室		
	第4研修室		
	第5研修室		
	第1学習室	200円	100円
	第2学習室		
	視聴覚室	500円	100円
	栄養相談室	500円	200円
大集会室	800円	500円	
嬉野市吉田公民館	研修室	300円	100円
	和室	300円	200円
	視聴覚室	500円	100円
	実習室	500円	200円
	大会議室	500円	400円

現 行

	区分	施設使用料 (1時間当たり)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
嬉野市塩 田公民館	第1研修室	300円	100円
	第2研修室		
	第3研修室		
	第4研修室		
	第5研修室		
	第1学習室	200円	100円
	第2学習室		
	視聴覚室	500円	100円
	栄養相談室	500円	200円
	大集会室	800円	500円
嬉野市嬉 野公民館	講座室1	100円	100円
	講座室2		
	2階学習室1		
	2階学習室2		
	2階学習室3		
	2階学習室4		
	実習室	200円	—
	3階学習室	100円	—
	3階大会議室	200円	100円
	和室	100円	100円
ガス使用料	コンロ1基当たり 300円(1 時間を超えた場合にあつては、1 時間ごとに50円を加算する。)		
嬉野市吉 田公民館	研修室	300円	100円
	和室	300円	200円
	視聴覚室	500円	100円
	実習室	500円	200円
	大会議室	500円	400円

嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認め</u> <u>たもの</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

嬉野市放課後児童クラブ負担金徴収条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「学校の休業日」とは学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいい、「春季休業日」、「夏季休業日」、「冬季休業日」及び「学年末休業日」とはそれぞれ同条に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいう。</p> <p>2 負担金の額は、利用日数にかかわらず定額とし、月又は期間の途中で入会し、又は退会した場合も同様とする。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 「学校の休業日」とは学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいい、「春季休業日」、「夏季休業日」、「冬季休業日」及び「学年末休業日」とはそれぞれ同条に基づく教育委員会規則で定める学校の休業日をいう。</p> <p>2 負担金の額は、利用日数にかかわらず定額とし、月又は期間の途中で入会し、又は退会した場合も同様とする。</p>

【別記1】

改正案

区分	期間	児童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額
年間を通して児童クラブを利用する場合（年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。）	8月以外の月	月額3,000円
	8月	月額6,000円
	土曜日に利用する場合	上記の月額に1,000円を加算する
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	3,000円
	夏季休業日の期間	6,000円
	冬季休業日の期間	3,000円
	学年末休業日の期間	3,000円
	土曜日に利用する場合 (夏季休業日の期間のみ)	夏季休業日の期間の額に 1,000円を加算する

現行

区分	期間	児童クラブを利用する児童1人当たりの負担金の額
年間を通して児童クラブを利用する場合（年度の途中で入会し、又は退会した場合を含む。）	8月以外の月	月額2,000円
	8月	月額4,000円
学校の休業日の期間中に限り児童クラブを利用する場合	春季休業日の期間	2,000円
	夏季休業日の期間	4,000円
	冬季休業日の期間	2,000円
	学年末休業日の期間	2,000円